

資料8 性能試験の項目及び手法

	調査の対象となる要因	調査項目	調査方法	調査時期・頻度	調査地点
大気	ばい煙の排出	ダイオキシン類	「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（平成13年8月環境省）による	竣工時(注) 7日間	敷地境界の1地点
		二酸化硫黄 浮遊粒子状物質	「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月環境庁告示第25号）による		
		窒素酸化物	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月環境庁告示第38号）による		
		塩化水素	「大気汚染物質測定法指針」（昭和62年環境庁）による		
		ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）により測定	竣工時(注)及び年2回	各排気筒出口
		ばいじん	大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）により測定		
		硫黄酸化物			
		窒素酸化物			
塩化水素					
悪臭	施設からの悪臭の漏洩	臭気指数	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成7年9月環境省告示第63号）による	竣工時(注)及び年1回 (夏季)	敷地境界の1地点
		特定悪臭物質 (22物質)	「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和47年5月環境省告示第9号）による		
騒音	機械等の稼働	騒音	JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に基づき測定	竣工時及び年1回 (平日施設稼働時)	敷地境界の1地点
振動	機械等の稼働	振動	JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に基づき測定	竣工時及び年1回 (平日施設稼働時)	敷地境界の1地点

※ その他、関係機関と協議のうえ、必要に応じて必要な項目を実施すること。

※(注)における竣工時検査は、引渡し日の10日以内に実施すること。